

## 第1章 門型標識等定期点検積算基準

### 第1節 門型標識等定期点検業務積算基準

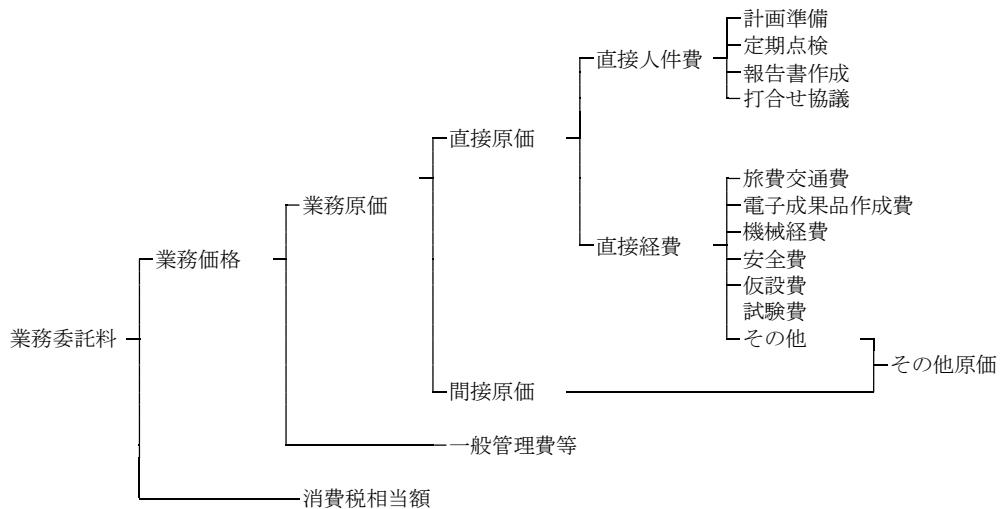
#### 1-1 適用範囲

この積算基準は、「門型標識等定期点検要領(平成31年2月)国土交通省道路局国道・技術課」(以下「定期点検要領」という。)に基づき実施する門型標識等の定期点検業務に適用する。

なお、上記資料に改正が生じた場合は、本積算基準の運用については別途考慮する。

#### 1-2 業務委託料

##### 1-2-1 業務委託料の構成



### 1-2-2 業務委託料の構成費目内容

#### (1) 直接原価

##### 1) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する技術者的人件費とする。

##### 2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

a 旅費交通費

b 電子成果品作成費

c 機械経費

d 安全費

安全費は、安全管理を目的とし、点検に当たり常に適切な交通規制設備、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。

###### (a) 交通規制設備

「保安施設設置基準」によるものとし、作業形態、現地の状況を勘案した交通規制設備の費用とする。

###### (b) 交通誘導員

現場点検等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

e 仮設費

仮設費は、梯子などを用いることとするが、点検用の足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

f 試験費

点検において確認された損傷について、詳細調査を要する場合は、非破壊調査等の費用を計上するものとする。

##### 3) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

#### (2) 間接原価

間接原価は、「土木設計業務等積算基準」による。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

#### (3) 一般管理費等

一般管理費等は、「土木設計業務等積算基準」による。

### 1-3 業務委託料の積算

「土木設計業務等積算基準」による。

なお、機械経費については「3-3 機械経費」、安全費については「3-4 安全費」により計上すること。

### 1-4 業務内容

#### 1-4-1 業務内容

##### (1) 計画準備

###### 1) 業務計画書作成

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「共通仕様書」第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

###### 2) 現地踏査

門型標識等定期点検に先立って現地踏査を行い、門型標識等の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

### 3) 関係機関との協議資料作成

門型標識等定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

### (2) 定期点検

#### 1) 点検および診断

点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（詳細は「定期点検要領」による）が、リフト車あるいは梯子等を用いて、点検対象施設を近接目視による点検状態の把握を実施し、点検対象施設の部材単位での健全性の診断と点検対象施設毎の健全性の診断を行う。

#### 2) 点検調書作成

点検結果および診断結果をもとに、「定期点検要領」に基づき点検調書を作成する。また、必要に応じて道路管理者が保有する施設台帳等の記載事項を補完するために、簡易的な現地計測を行う。

### (3) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、とりまとめにあたっては、「点検一覧表」を作成する。

### (4) 打合せ等

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

#### 1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、門型標識等点検に必要な資料等の貸与を行う。

#### 2) 中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うこととする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について計上する。

#### 3) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

## 第2節 電子成果品作成費

「土木設計業務等積算基準書」による。

## 第3節 門型標識等定期点検業務標準歩掛

### 3-1 標準歩掛

#### 3-1-1 計画準備

区分	職種	直接人件費						(10基当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
計画準備				1.0	2.0	4.0	4.0	1.0

(注) 1. 跨ぐ車線数によらず適用できるものとする。

#### 3-1-2 定期点検

区分	職種	直接人件費						(10基当り)
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	
定期点検（門型標識等）					2.0	4.0	4.0	4.0

(注) 1. 跨ぐ車線数によらず適用できるものとする。

2. 日当たり作業量は2基とする。

**3-1-3 報告書作成**

(10基当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
報告書作成				2.0	5.0	5.0	2.0

(注) 1. 跨ぐ車線数によらず適用できるものとする。

**3-1-4 打合せ協議**

(1業務当り)

区分	職種	直接人件費					
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)
打合せ協議	着手時			0.5	0.5	0.5	
	中間打合せ			0.5	0.5	0.5	
	成果品納入時			0.5	0.5	0.5	

(注) 1. 打合せには、打合せ議事録の作成及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

2. 中間打合せの回数は、必要回数（1回を標準）を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

**3-2 旅費交通費**

「土木設計業務等積算基準書」による。

**3-3 機械経費**

点検において、リフト車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

(1日当り)

名称	規格	単位	単価	備考
リフト車賃料	作業床高10m程度	日	31,480	

(注) 1. 車両損料、保険代、燃料費、運転手人件費、回送費を含む。

**3-4 安全費**

門型標識等点検において、交通規制設備、交通誘導員等を要する場合は、費用を計上する。

**3-4-1 交通規制設備**

名称	規格	単位	単価	備考
交通規制設備	規制車両なし	日	5,000	
	規制車両あり	日	30,000	

(注) 1. 交通規制整備費は、標示板、標識、保安灯、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置・撤去に要する費用および使用期間中の損料とする。

2. 交通規制設備（車両規制なし）とは、道路上の作業に伴い、点検現場を移動しない場合とする。

**3-4-2 交通誘導員**

リフト車を使用する場合は、車両前後に交通誘導員を1名ずつ配置することを基本とする。ただし、現地状況、関係機関との協議の結果等により、必要に応じて配置人数を追加するものとする。